

○府中町議会町政調査研究グループに対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月28日条例第10号

府中町議会町政調査研究グループに対する政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、府中町議会における町政調査研究グループ(所属議員が1人の場合を含む。以下「グループ」という。)の、町政に関する自主的な調査研究その他の活動を助長するための政務活動費(以下「政務活動費」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(グループ定義)

第2条 この条例でいうグループとは、府中町議会内で、町政の進展に寄与することを目的として必要な調査研究その他の活動を行うため、結成されたものをいう。ただし、議員は2以上のグループには所属できない。

(交付対象)

第3条 政務活動費は、グループに対して交付する。

(政務活動費の額)

第4条 政務活動費の額は、年額10万円にグループの所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、年額により交付するものとする。

(所属議員数等)

第5条 前条第1項に規定する所属議員数は、毎年4月1日現在における各グループの所属議員の数による。

2 年度中途において、各グループの所属議員の数に異動を生じた場合又はグループが消滅した場合におけるその年度分の政務活動費の交付については、これらの異動がなかったものとみなす。

(政務活動費の額の特例)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合の政務活動費の額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 年度の途中において議員の任期満了、議会の解散又は議員全員が不在(以下「満了等」という。)となった場合 第4条第1項に規定する額に4月から満了等の日の属する月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 年度の途中において満了等となった後、満了等に伴う選挙により議員が当選した場合 10万円にグループの所属議員の数を乗じて得た額に満了等の日の属する月の翌月から3月(年度の途中で再度満了等となった場合は再度満了等となった日の属する月)までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

2 前2条の規定にかかわらず、年度の途中において補欠選挙(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)又は増員選挙により議員が当選した場合の政務活動費の額は、第1項第2号の例による。

3 町長は、第4条の規定にかかわらず、議員の任期満了が予定される年度に政務活動費を支給するときは、当該任期満了の日の属する月までを月数として第1項第1号の規定により得た額を支給することができる。

(グループの届出)

第6条 議員がグループを結成したときは、その代表者は速やかに所属議員の氏名及び経理責任者の氏名を記載したグループ(結成・異動)届を議長を経由して町長に届け出るものとする。また、届け出た事項に異動が生じた場合も同様とする。

(交付申請)

第7条 政務活動費の交付を受けようとするグループの代表者は、政務活動費交付申請書を議長を経由して町長に提出するものとする。

(交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、交付額を決定し、政務活動費交付決定通知書を議長を経由して当該グループの代表者に送付するものとする。

(交付請求)

第9条 政務活動費の交付決定通知を受けたグループの代表者は、政務活動費交付請求書により政務活動費の交付請求を行うものとする。

(政務活動費の交付)

第10条 町長は、前条に規定する交付の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(政務活動費の用途)

第11条 政務活動費は、別表に定める用途基準に従い使用しなければならない。

2 政務活動費は、次の用途に充ててはならない。

(1) 交際経費

(2) グループが発行する機関紙の印刷代の経費

(3) 党費、その他の政党活動に関する経費

(経理責任者)

第12条 各グループは、交付を受けた政務活動費の経理を明確に行うため経理責任者を定めるものとする。

2 経理責任者は、政務活動費の出納に関する事務を行い、政務活動費を支出したときは、領収書を徴さなければならない。ただし、領収書を徴することができないときはグループの代表者の支出証明をもって

これに代えることができる。

- 3 経理責任者は当該年度終了後、関係書類を整理し、1年間保管しなければならない。

(収支報告書)

第13条 政務活動費の交付を受けた各グループの代表者は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「報告書」という。)を作成し、領収書の写しを添えて議長に提出しなければならない。

- 2 各グループの代表者は、前項の規定により提出した報告書及び領収書の写しに訂正があるときは、速やかに議長に訂正届を提出しなければならない。

- 3 年度の中途において満了等となった場合及びグループが消滅し以降の政務活動費を利用した活動が見込めない場合は、第1項に規定する報告書は、その時点で速やかに提出しなければならない。

- 4 議長は、前3項の規定により提出された報告書等の写しを、町長に送付しなければならない。

- 5 町長は、前項の規定により報告書等の写しの送付を受けた場合において、政務活動費の額を変更する必要があると認めるときは、政務活動費交付変更通知書を議長を経由して当該グループの代表者に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第14条 前条の場合において、決算に剰余金を生じたときは町長に返還しなければならない。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月27日条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月27日条例第19号)

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の府中町議会町政調査研究グループに対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付又は支出された政務調査費については、改正後の府中町議会町政調査研究グループに対する政務調査費の交付に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年9月12日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の府中町議会町政調査研究グループに対する政務活動費の交付に関する条例の規定により交付又は支出された政務活動費については、改正後の府中町議会町政調査研究グループに対する政務活動費の交付に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 使途基準(第11条関係)

項目	内容
調査研究費	グループが行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	グループが行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及びグループの雇用する職員の参加に要する経費(会場費・器材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
公聴費	グループが行う住民からの町政、グループの政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費(会場費・器材借り上げ費、資料印刷費等)
要請・陳情活動費	グループが行う要請及び陳情活動に要する経費(交通費、宿泊費等)
会議費	グループが行う調査研究活動に係る各種会議に要する経費(会場費・器材借り上げ費、資料印刷費、茶菓子代等)
資料作成費	グループが議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	グループが行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
事務費	グループが行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品・備品購入費、通信費等)